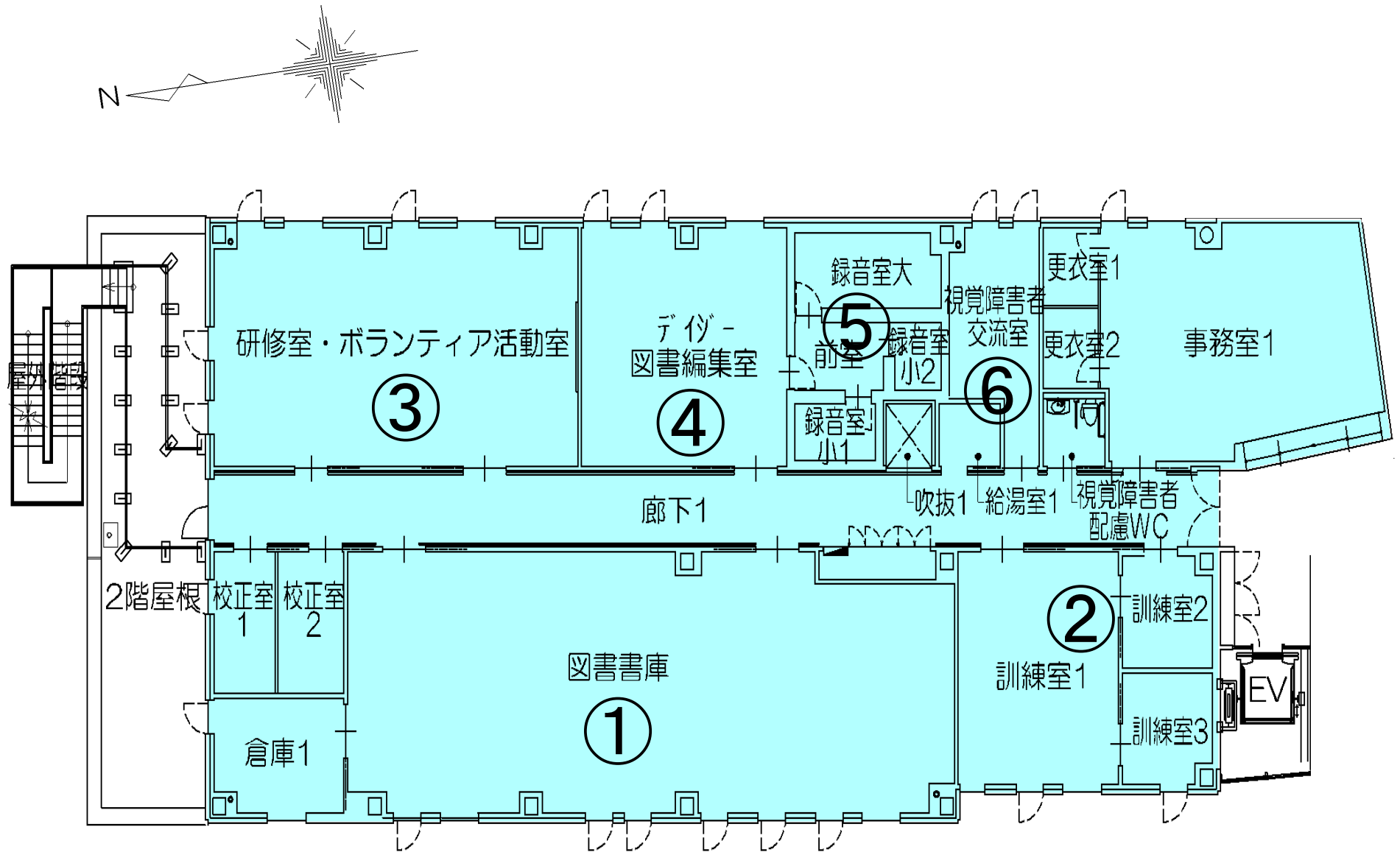


資料 1



(仮称) 視覚障害者情報文化センター平面図

(仮称) 川崎区内複合福祉施設 3階の一部



川崎市福祉センター条例 新旧対照表

改正後	改正前								
○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号	○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号								
目次	目次								
第1章 総則（第1条～第7条）	第1章 総則（第1条～第7条）								
第2章 ホール（第8条～第17条）	第2章 <u>盲人図書館</u> （第8条～第10条）								
第3章 雑則（第18条）	第3章 ホール（第11条～第20条）								
附則	第4章 雑則（第21条）								
第1章 総則 （目的及び設置）	附則 第1章 総則 （目的及び設置）								
第1条 社会福祉事業の総合的な推進及び社会福祉活動の育成発展を図り、 もって福祉の増進に資するため、川崎市福祉センター（以下「センター」 という。）を設置する。 （名称及び位置）	第1条 社会福祉事業の総合的な推進及び社会福祉活動の育成発展を図り、 もって福祉の増進に資するため、川崎市福祉センター（以下「センター」 という。）を設置する。 （名称及び位置）								
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市福祉センター</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市福祉センター</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1
名称	位置								
川崎市福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1								
名称	位置								
川崎市福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1								
（事業）	（事業）								
第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。	第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。								
（1） 老人の福祉及び健康の増進に関すること。	（1） 老人の福祉及び健康の増進に関すること。								
（2） 社会福祉事業の啓発普及に関すること。	（2） <u>視覚障害者の福祉の増進に関すること。</u>								
（3） 社会福祉事業従事者の研修に関すること。	（3） 社会福祉事業の啓発普及に関すること。								
（4） 障害者の就労の支援に関すること。	（4） 社会福祉事業従事者の研修に関すること。								
（5） 児童の健全育成事業に関すること。	（5） 障害者の就労の支援に関すること。								
	（6） 児童の健全育成事業に関すること。								

改正後	改正前
<p>(6) ホールの使用に関すること。 (施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 老人福祉センター (2) 軽費老人ホーム</p> <p>(3) 障害者就労支援施設 (4) こども文化センター (5) ホール</p> <p>2 センターは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。 (他の条例の適用)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例を適用する。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に規定する施設 川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）</p> <p>(2) 前条第1項第2号に規定する施設 川崎市軽費老人ホーム条例（昭和49年川崎市条例第18号）</p> <p>(3) 前条第1項第3号に規定する施設 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）</p> <p>(4) 前条第1項第4号に規定する施設 川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当する者については、入館させないことができる。</p> <p>(1) 泥酔者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある者</p>	<p>(7) ホールの使用に関すること。 (施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 老人福祉センター (2) 軽費老人ホーム (3) 盲人図書館 (4) 障害者就労支援施設 (5) こども文化センター (6) ホール</p> <p>2 センターは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。 (他の条例の適用)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例を適用する。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に規定する施設 川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）</p> <p>(2) 前条第1項第2号に規定する施設 川崎市軽費老人ホーム条例（昭和49年川崎市条例第18号）</p> <p>(3) 前条第1項第4号に規定する施設 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）</p> <p>(4) 前条第1項第5号に規定する施設 川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当する者については、入館させないことができる。</p> <p>(1) 泥酔者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある者</p>

改正後	改正前
<p>(2) 建物又は設備を滅失し、又はき損するおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上支障があると認められる者 (損害の賠償)</p>	<p>(2) 建物又は設備を滅失し、又はき損するおそれがあると認められる者 (3) その他センターの管理上支障があると認められる者 (損害の賠償)</p>
<p>第7条 使用者がセンターの施設又は設備を滅失し、又はき損したときは、市長の認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第7条 使用者がセンターの施設又は設備を滅失し、又はき損したときは、市長の認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>第2章 盲人図書館</u> <u>(設置)</u></p> <p>第8条 <u>視覚障害者の更生及び援護育成を図るため、センターに川崎市盲人図書館（以下「図書館」という。）を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p>第9条 <u>図書館は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>点字図書及び録音図書の閲覧及び貸出しに関すること。</u> (2) <u>読書用器材の貸出しに関すること。</u> (3) <u>点訳者及び朗読者の育成指導に関すること。</u> (4) <u>点字物及び録音物の発行に関すること。</u> (5) <u>その他前条の目的達成に必要な業務に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用者の資格)</u></p> <p>第10条 <u>図書館を使用できる者は、本市の区域内に居住する視覚障害者その他図書館業務に係る者で市長が適当と認めたものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第2章 ホール</u> <u>(設置)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 ホール</u> <u>(設置)</u></p>
<p>第8条 社会福祉活動の育成発展を図るため、センターにホールを置く。 (使用者の資格)</p>	<p>第11条 社会福祉活動の育成発展を図るため、センターにホールを置く。 (使用者の資格)</p>
<p>第9条 ホールを使用することができる者は、社会福祉事業を行う団体若しくは個人又は前条の目的の範囲内で市長が特に認めたものとする。 (使用の許可)</p>	<p>第12条 ホールを使用することができる者は、社会福祉事業を行う団体若しくは個人又は前条の目的の範囲内で市長が特に認めたものとする。 (使用の許可)</p>
<p>第10条 ホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない</p>	<p>第13条 ホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない</p>

改正後	改正前
<p>い。 (使用の制限) 第11条 市長は、ホールを使用しようとする者が営利的行為をすると認められる場合又は第6条各号の<u>いずれかに</u>該当すると認められる場合については、ホールの使用を許可しない。</p>	<p>い。 (使用の制限) 第14条 市長は、ホールを使用しようとする者が営利的行為をすると認められる場合<u>及び</u>第6条各号の<u>一に</u>該当すると認められる場合については、ホールの使用を許可しない。</p>
<p>(使用許可の取消し等) 第12条 市長は、<u>第10条の許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。 (2) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。 (3) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。 (4) <u>前3号</u>に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p>	<p>(使用許可の取消し等) 第15条 市長は、<u>第13条に規定する許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。 (2) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。 (3) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。 (4) <u>前各号</u>に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p>
<p>(使用料) 第13条 使用者は、ホールの使用について別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、市長が指定する日までに納入しなければならない。</p>	<p>(使用料) 第16条 使用者は、ホールの使用について別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、市長が指定する日までに納入しなければならない。</p>
<p>(使用料の減免) 第14条 前条に定める使用料について、市長が特に必要と認める場合は、これを減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料の減免) 第17条 前条に定める使用料について、市長が特に必要と認める場合は、これを減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(使用料の返還) 第15条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p>	<p>(使用料の返還) 第18条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p>
<p>(原状回復) 第16条 使用者が、ホール及び設備の使用を終了し、又は使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにホール及び設備を原状に回復しなければならない。</p>	<p>(原状回復) 第19条 使用者が、ホール及び設備の使用を終了し、又は使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにホール及び設備を原状に回復しなければならない。</p>

改正後					改正前				
(取消し等による損害の責任)					(取消し等による損害の責任)				
第17条 使用許可の取消し、又は使用の制限若しくは停止によって使用者に生じた損害について、市は、その責を負わない。					第20条 使用許可の取消し、又は使用の制限若しくは停止によって使用者に生じた損害について、市は、その責を負わない。				
第3章 雑則					第4章 雑則				
(委任)					(委任)				
第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。					第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。				
別表					別表				
	金額					金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	午前9時～午後9時		9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	午前9時～午後9時
ホール	500円	1,000円	1,200円	2,500円	ホール	500円	1,000円	1,200円	2,500円
備考 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につきその直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。					備考 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につきその直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。				

(仮称)視覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則の制定に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

川崎市では、視覚障害者に対する情報提供・生活訓練施設である盲人図書館について、施設の老朽化や耐震強度不足への対応のため新たに施設を移転整備し、平成26年4月から「(仮称)視覚障害者情報文化センター」として運営を開始することを予定しています。

このたび、当該情報文化センターの概要をお示しし、その事業内容につきまして、パブリックコメントの手続きにより市民の皆様からの御意見をいただきました。

2 意見募集の概要

題名	(仮称)視覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則の制定
意見の募集期間	平成24年4月3日(火)～平成24年5月2日(水)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページ掲載のほか、各区役所市政資料コーナー、各区役所保健福祉センター、各地区健康福祉ステーション、情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、盲人図書館において資料を設置
結果の公表方法	同上

3 結果の概要

意見提出数(意見件数)	2通(19件)
(内訳) 電子メール	1通(6件)
郵送	1通(13件)

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、(仮称)視覚障害者情報文化センターの整備を前提とした具体的な事業内容に関する御意見をいただきました。これらの御意見につきましては、整備をすすめていくうえで参考とさせていただきます、(仮称)視覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則を制定してまいります。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分

- A 御意見の趣旨を踏まえ、事業内容に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が、既に事業内容に反映されているもの
- C 整備をすすめるうえで、御意見の趣旨を踏まえ検討していくもの
- D 御意見の趣旨を今後の参考にさせていただくもの
- E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
運営内容について	14		2	10	2	
設備について	3			3		
センターの運営形態について	1					1
その他	1				1	
合計	19	0	2	13	3	1

(3) 主な御意見（要旨）と御意見に対する市の考え方

○運営内容について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>夜間又は土曜と日曜にも開館してください。</p> <p>現在、火曜日の夜間だけ特別に開館していただいております。活動の時間帯が限られていることから、多くのサポーターが集まりにくく運営に苦労しています。市内には様々な時間帯で協力していただける意欲ある方が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。</p> <p>また、活動できるスペースも限られているとのことですので、施設を利用できる時間を拡大していただけるようお願いします。</p>	<p>就労している方や文化活動の場としての利用を考え、条例案では、休館日を土曜日・日曜日から月曜日に変更することで、利用時間を拡大することとしております。</p> <p>なお、利用時間帯については、ニーズを把握の上、延長できるように検討してまいります。</p>	B
2	<p>開館時間、利用者の範囲、利用料、貸出料などは聴覚障害者情報文化センターと同様に利用者の利便性を確保すること。</p> <p>特に開館時間については、利用者の効果的な利用のために、夜間及び土曜日・休日の開館が必要である。</p>	<p>就労している方や文化活動の場としての利用を考え、条例案では、休館日を土曜日・日曜日から月曜日に変更することで、利用時間を拡大することとしております。</p> <p>また、利用者の範囲については、市内に在住、在勤、在学する視覚障害者及びその付添者や視覚障害者の福祉の増進を図る活動をされる方等とする方向で検討しております。</p> <p>なお、使用料、貸出料については、条例案では無料としております。</p>	C

3	<p>センターが視覚障害者情報提供施設とともに本市独自の取組みである訓練部門その他の事業を継続して一体的に行う方針であることは、視覚障害者福祉向上のために意義深いものである。</p> <p>センターは視覚障害者の自立生活の支援のために必要な支援サービスを総合的に行うことを理念として、良質で十分な水準のサービスを継続的に行うことができるように所要の体制を確保していただきたい。</p> <p>この場合、電子化の流れの中での情報提供の充実策に留意することが必要である。</p>	<p>視覚障害者の自立と社会参加を促進し、視覚障害者の福祉の増進を図るため、必要な事業を行うとともに、電子化の流れにも留意しつつ、所要の体制を確保できるよう検討してまいります。</p>	C
4	<p>情報の総合的な把握と情報入手の指導助言体制を充実すること。</p>	<p>情報の総合的な把握につきましては重要な課題と考えておりますので、指導助言を含め、具体的な体制につきましては指定管理者の選考の中で考慮してまいります。</p>	C
5	<p>提供媒体の多様化に対応した情報の製作、保存、提供をすること。</p> <p>このため、図書等（点字図書、拡大図書、音声図書）の製作体制の確保とともに、支援要員（点訳者、拡大図書製作者、音訳者（デイジーを含む）、PCサポートの養成確保が重要である。</p>	<p>点字図書等の製作、収集、閲覧、貸出しについては継続的に行ってまいります。具体的な体制につきましては指定管理者の募集の仕様書作成の中で検討してまいります。</p>	C
6	<p>市政情報の総合的な提供をすること。</p> <p>市民生活に不可欠な市政情報の提供の充実、一元的な対応体制が必要である。このため、センターが総合的観点から市政情報のうち視覚障害者用媒体で提供する情報（例えば市政だより、福祉施策資料）の優先順位の調整を行うとともに、市政だより等の制作を受託し、希望者への包括的な提供を行う仕組みを導入するべきである。</p> <p>現在、市政情報は、提供媒体の製作も提供の仕方各部署のその時々担当者の判断により個別バラバラに行われている。特に市政だよりの音声訳版の製作が入札制度に移行し、価格の安さのみでの業者選定が進められた結果、品質の劣化と利用する視覚障害者数の激減をきたしている。視覚障害者への市政広報の役割を効果的に果たすためには、音声版、点訳版をあわせて市政だより等の製作と提供の在り方を見直すべきである。</p>	<p>市政情報の総合的な提供方法については、各事業間の調整を要するため今後の課題とさせていただきます。</p>	D

7	<p>訓練内容として、日常生活訓練（日常生活用具を含む）、感覚訓練、外出（歩行訓練）、点字の習得、パソコンなど情報処理技術など、総合的な内容とし、このための専門的職員を配置すること。</p> <p>また、訓練は、個々人の必要に応じて弾力的に対応すること。</p>	<p>日常生活及び社会生活を営むために必要な訓練を行う方向で検討しておりますが、具体的な体制につきましては指定管理者の募集の際の仕様書作成の中で検討してまいります。</p>	C
8	<p>中途視覚障害者対策に重点的に取り組むこと。</p> <p>特に、中途障害者の職場復帰を促進する観点から、早期リハビリテーション、情報処理技術（視覚障害者用ソフトなど）の習得訓練、企業への啓発活動を進めることが重要である。</p>	<p>中途視覚障害者に対しても一定の支援ができるよう検討してまいります。具体的な運営につきましては指定管理者との協議の中で検討してまいります。</p>	C
9	<p>相談支援、屋上交流会、研修会は、その内容からみて訓練を受ける者に限らず、広く対象者を拡大した事業とすること。</p>	<p>相談支援、交流会、研修会については、訓練を受ける方以外にも、その付添者や支援者等が利用または参加することができるよう条例案に反映させております。</p>	B
10	<p>視覚障害者の生活を支える日常生活用具について、広く情報提供を行うとともに、利用者の便宜のために採算性なども考慮しつつ可能な範囲で販売サービス（例えば点字用紙、白杖など）を行うこと。</p>	<p>日常生活用具の販売については採算性の観点から難しいものと考えておりますが、情報提供や普及促進については行ってまいりたいと考えております。</p>	D
11	<p>当事者団体の育成支援、支援ボランティアの育成については、自助、共助の強化の観点からも積極的に充実すること。</p> <p>この場合、視覚障害者のためのセンターの趣旨に鑑み、特に当事者団体の育成支援に優先的に配慮すること。</p> <p>文化関係事業については、視覚障害者への総合的サービスを提供し、社会参加を促進する視点から、文化・交流事業（レクリエーション、室内スポーツを含む）の取組が重要であるので、このために文化関係事業の推進体制（要員と設備）を新たに確保すること。</p> <p>これらを併せて推進するために、文化関係活動を支援するボランティア養成、ボランティアグループの育成をすること。</p>	<p>当事者団体や支援ボランティア等、視覚障害者の福祉の増進を図る活動を行う方の指導や育成を行う方向で検討しております。</p> <p>文化関係事業の具体的な推進体制については、指定管理者との協議の中で検討してまいります。</p>	C

12	<p>視覚障害者の情報文化の拠点になるよう名称に相応しい新しい事業を行ってください。</p> <p>図書の貸出しだけではなく、様々な文化事業を通じて市民と利用者が相互に交流し、生きた情報の交換ができたかと存じます。そのために、視覚障害者のニーズを把握し、情報社会に対応できる新しい事業を開発し運営に取り入れてください。</p>	<p>視覚障害者の文化、学習及びレクリエーションの活動の支援を行う方向で検討しております。具体的な内容については指定管理者との協議の中で検討してまいります。</p>	C
13	<p>施設運営については、利用者又はボランティアの方が運営について意見を反映できる仕組みを作ってください。</p> <p>これまで利用者や私たちボランティアと運営について意見を聞いていただける機会がありませんでした。施設運営については、市と関係者が懇談できるような場所が必要ではないでしょうか。</p>	<p>施設運営について利用者やボランティアの方の御意見をお聞きする機会を設定できるよう、指定管理者の公募の際の仕様書作成の中で検討してまいります。</p>	C
14	<p>パソコンサポータの養成講習会を実施してください。</p> <p>これまで一度だけ、図書館と共催で「パソコンサポータ育成講習会」を行った経緯があります。これからは、情報文化センターによるパソコン訓練だけでなく、きめ細かく地域でパソコンなどの情報アクセスについてサポートしていくボランティアが必要かと思っています。</p> <p>そのため、点訳・音訳ボランティアの養成講習会に加え「視覚障害者のための情報機器アクセスサポータ養成講習会」を実施していただけたかと存じます。</p>	<p>視覚障害者情報文化センターの事業の中では各種講習会の実施を行う計画であり、その事業の実施の中で位置づけられるように指定管理者との協議の中で検討してまいります。</p>	C

○設備について

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
15	<p>利用者が「センター」でパソコンの学習が自由にできるよう、利用者学習用のパソコンを用意してください。</p> <p>現在利用者がデイジー図書を利用できるよう、デイジー機器の貸出しが行われていると聞いています。しかし、情報のアクセスにはパソコンの利用が必須です。パソコン操作の訓練のため、利用者が「センター」内で学習できるよう、パソコンを用意してください。</p> <p>私たちも自前の会費に加え、社会福祉協議会や市民活動センターの助成で学習用のパソコンを用意しております。しかし、パソコンは高額のため、十分な必要台数を備えていくのが困難です。</p> <p>つきましては、デイジー機器と合わせて利用者訓練のためのパソコンを用意してください。</p>	<p>視覚障害者の自立と社会参加のためには、視覚障害者が情報にアクセスしていくための支援が重要と考えておりますので、利用者がパソコン操作を学習できるような環境を整えてまいりたいと考えております。</p>	C
16	<p>設備について活動実態から想定される設備、機器などを整備すること。たとえば、映画上映用機器その他文化事業用の備品、S T Tの卓球台及び設備、ピアノ（2階ホール）が必要と思われる。</p>	<p>スペースの関係上、設置ができない設備もございますが、文化活動、レクリエーション活動の支援に必要な環境を整えてまいりたいと考えております。</p>	C
17	<p>館内の誘導ブロック、音響式案内（入り口、エレベーター、トイレなど）設備の具体化にあたり視覚障害者の要望を聞くこと。</p>	<p>館内の誘導ブロックや音響式案内設備の設置については、要望を聞く機会を設けてまいります。</p>	C

○センターの運営形態について

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
18	<p>指定管理者の設定については、地元の視覚障害者の要望を十分配慮して頂けること、また、市内の視覚障害関係のボランティア活動に精通していることを基準としてください。</p> <p>指定管理制度の入札により、効率的な運営を優先すると、川崎市又は視覚障害分野に無関係な事業所が選定されることになるのではと心配。市内の視覚障害者の状況を把握し、市内のボランティア団体に精通した指定管理者を選んでもいただけるよう希望。</p>	<p>指定管理者制度は、多様化するニーズに適切に対応するため、民間事業者の持つノウハウや人的資源を活用し、サービス向上や効率的運営を図ることを目的として導入するものです。</p> <p>指定管理者の指定に当たっては、センターの管理を行うに当たり市民の平等な利用が確保できることや、センターの管理を安定して行う能力を有すること等が要件となり、学識者等からなる選考委員会の選考結果を踏まえ市が決定のうえ議会の議決により決定いたします。</p>	E

○その他

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
19	<p>センターまでの川崎駅からの経路については、特に横断歩道のエスコートゾーンの設置をはじめ、点字ブロック、時間制限なく利用できる音響式信号機を設置すること。</p> <p>視覚障害者の自立と利用の促進の環境整備として、駅からの自力でのアクセス確保が重要である。エスコートゾーンは世田谷区役所までの経路をはじめ東京都では400箇所以上設置され、国（警察庁）も認める施設であるが、神奈川県にはいまだに導入されていない。視覚障害者の不便さを解消するために、モデル的な視点も含め、センターでの経路での設置を実現していただきたい。</p>	<p>駅からの経路におけるエスコートゾーンの設置や、点字ブロック、音声信号機につきましては、各施設管理者や関係機関と協議してまいります。</p>	D

5 問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 044-200-2653

FAX 044-200-3932